



スポーツ振興くじ助成事業

第11回スポーツ仲裁シンポジウム

スポーツ仲裁と グッド・ガバナンス

2014/12/8 日 10:30~13:00

大手町サンケイプラザ4階ホール

報告書

主催：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)

後援：法務省、文部科学省、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、
特定非営利活動法人日本オリンピック協会、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会、
一般財団法人日本ADR協会、日本スポーツ法学会

協賛：公益財団法人ミズノスポーツ振興財団、アシックスジャパン株式会社、株式会社デザート

協力：立教大学ビジネスロー研究所、立教大学ウエルネス研究所



公益財団法人
ミズノスポーツ振興財団

公益財団法人
スポーツ振興くじ助成事業



開会の辞で挨拶をする道垣内正人代表理事



イントロダクションで「日本の仲裁制度の現状」について講演する山本和彦執行理事



世界におけるガバナンスの現状について基調講演をされる
ホアン・デ・ディオス・クレスポ・ペレス(以下「クレスポ・ペレス」という。)氏



CAS や JSAA 等、独立機関の重要性について基調講演をされるクレスポ・ペレス氏



パネルディスカッションのコーディネーターを務めていただいた上柳敏郎執行理事



パネルディスカッションでは「スポーツ仲裁とグッド・ガバナンス」というテーマで活発な議論が行われた



サッカー界におけるガバナンスの変革・改良のとりくみについて話をする播磨謙悟氏



学校野球協会における暴力の問題解決に向けた取り組みについて話す望月浩一郎氏



JSAAの利用を契機にグッド・ガバナンスを構築した事例を紹介する櫛田葉子氏



参加者からの質問に熱心に答えるクレスポ・ペレス氏

▼ イントロダクション



山本 和彦

Kazuhiko Yamamoto

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構執行理事、
一橋大学大学院法学研究所教授

Executive Director of the Japan Sports Arbitration Agency (JSAA)
Professor at the Hitotsubashi University graduate school of Law

Director of the Japan Association of the Law of Civil Procedure. Director of the Japan Association of the Law of Arbitration and Alternative Dispute Resolution. Specialist in insolvency law, civil procedural law, arbitration law.

1961年生まれ。東京大学法学部卒業後、東北大学法学部助教授、リヨン第3大学法学部客員研究員、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授などを経て、現在は一橋大学大学院法学研究科教授。専門は、倒産法、民事手続法、仲裁法。日本民事訴訟法学会理事、仲裁ADR法学会理事。著書は、「倒産処理法入門」(有斐閣)、「国際倒産法制」(商事法務)ほか多数。

日本スポーツ仲裁機構において、2011年より理事、2013年より執行理事を務める。

▼ 基調講演



Juan de Dios Crespo Pérez

弁護士、教授、仲裁人 Lawyer, Professor and Arbitrator

Partner of Ruiz-Huerra & Crespo. Specialist in sports and EU and international law. Arbitrator of the Valencia Chamber of Commerce as well as in proceedings at the ICC of Paris and at ECA (European Court of Arbitration, for Handball). He is a member of the BASL as well as the IASL. He is also a LL.M. ISDE (H.C.) He lectures in Sports Law and CAS in seminars and Masters in more than 20 countries.

1960年スペイン、マドリード生まれ。バレンシア大学卒業後、1985年より弁護士として活動。RH&C法律事務所のパートナー。専門はスポーツ法、EU法、国際法。スポーツ選手のリクルート活動やクラブ間移籍に関するアドバイスや、世界20か国以上でセミナーや授業などでスポーツ法の講演を行う。これまでに名誉修士や国際修士など、多数のスポーツ法分野の修士号を取得。バレンシア弁護士会スポーツ法分野の代表。バレンシア商業会議所の仲裁人。欧州ハンドボール連盟 (EHF) の欧州仲裁裁判所 (ECA) の仲裁人。欧州サッカー連盟 (UEFA)、国際サッカー連盟 (FIFA)、バスケットボール仲裁裁判所 (BAT) など国際スポーツ団体や、スポーツ仲裁裁判所 (CAS) の国際訴訟手続に代理人及び仲裁人として、携わった案件は200件以上。8か国、15のスポーツ法雑誌・新聞に50を超える記事を執筆している。



播磨 謙悟 Kengo Harima

公益財団法人日本サッカー協会 管理部 法務・登録グループ

Manager, Legal Affairs & Registration Group, Administration Department
Japan Football Association (JFA)

Member of Disciplinary Committee of the Asian Football Confederation (AFC),
Member of Disciplinary Committee of the Japan Professional Football League
(J-League). He was seconded to the Legal Division of International Federation
of Association Football (FIFA) in 2011.

1977年鳥取県生まれ。東京大学教育学部卒業、東京大学大学院総合文化研究科修了。2005年公益財団法人日本サッカー協会 (JFA) 入社。国際試合の運営担当等を経て、2007年よりサッカー界のスポーツ法務全般を担当。2011年国際サッカー連盟 (FIFA) に出向、法務部門に勤務。2012年JFA復帰。2013年アジアサッカー連盟 (AFC) 規律委員会委員に就任。2014年からは公益財団法人日本プロサッカーリーグ (Jリーグ) 規律委員会委員も務める。



望月 浩一郎 Koichiro Mochizuki

公益財団法人日本学生野球協会審査室審査員、弁護士

Judge at the Judging Committee of the Japan Student Baseball Association, Lawyer

Partner of the Toranomon Kyodo Law Offices. Specialist in sports accidents
and medical accidents. Chairman of the Japan Sports Law Association. He has
much experience as arbitrator of arbitration cases with the Japan Sports
Arbitration Agency (JSAA)

1956年山梨県生まれ。京都大学法学部卒業後、1984年弁護士登録 (東京弁護士会)。虎ノ門協同法律事務所パートナー。日本スポーツ法学会会長。

市民の権利を守る仕事をする一方で、命と健康を守る仕事をライフワークとして取り組む。専門は、スポーツ事故、医療事故、過労死・労災職業病事件。著書に、「スポーツのリスクマネジメント」(ぎょうせい)等がある。スポーツ関係では、日本体育協会のスポーツ少年団常任委員、日本高等学校野球連盟の高校野球特待生問題有識者会議委員、日本学生野球協会の審査室委員等を歴任。日本スポーツ仲裁機構の仲裁及び調停では、多くの代理人及び仲裁人の経験を持つ。



櫛田 葉子 Yoko Kushida

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構事務総括主任

Chief Secretary, Japan Sports Arbitration Agency (JSAA)

She makes a specialty of sports arbitration, mediation, and management. She applied
to the Visiting Scholars Program of Melbourne Law School in 2012 for studying about
Sports Law: Entities and Governance. She is a guest speaker in the 20th Congress of
the International Association of Sports Law (IASL), which will be held in Athens, Greece
in December 11-13, 2014. She is also a member of the Japan Sports Law Association.

1981年北海道生まれ。立教大学法学部卒業後、2005年日本スポーツ仲裁機構に就職。同機構の常勤職員として、総務、仲裁調停事業の相談・手続等対応、経理、人事、事業計画・実施・報告等を担当。2009年、早稲田大学大学院スポーツ科学研究科の社会人修士修了。2011年から同機構事務総括主任。2012年度文部科学省委託事業「スポーツ活動推進事業」の一環で、3か月間メルボルン大学ロースクールにてVisiting Scholar Programを利用し、スポーツ団体とガバナンスについて研究及び研修を行った。現在は、仲裁調停事業、理解増進事業以外の業務全般について担当している。



上柳 敏郎

Toshiro Ueyanagi

弁護士、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構執行理事
Lawyer, Executive Director of Japan Sports Arbitration Agency (JSAA)

Partner of the Tokyo Surugadai Law Offices. Former professor at the University of Tokyo Law school. Member of the Doping Panel of the International Swimming Federation (FINA)

1957年京都府生まれ。東京大学法学部卒業、東京大学大学院修士課程修了、ワシントン大学ロースクールLLM。1983年弁護士登録(第一東京弁護士会)、1992年ニューヨーク州弁護士登録。東京駿河台法律事務所パートナー。日本弁護士連合会では、国際室長を経て、現在、国際人権問題委員会委員長、憲法問題対策本部事務局長を務める。早稲田大学法科大学院と東京大学法科大学院で客員教授を務めた。日本スポーツ仲裁機構の平成22年度文部科学省委託事業におけるスポーツ界のガバナンスに関する委員会委員長を務め、現在は仲裁調停事業担当の執行理事を務める。国際水泳連盟(FINA)ドーピング審査委員でもある。

はじめに

道垣内正人

(公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 代表理事(機構長))

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」という。)は設立後11年が経過し、スポーツ界のインフラの一つとして、次第に役割を果たし始めていると感じている。設立当初から、開催しているシンポジウムは11回目を迎え、スポーツ界・法曹界でご活躍される方々にご出演いただいたこと、そして多くの方々にお集まりいただいたことは、誠に感慨深いものである。

スポーツ界のより良い発展のために、本日のシンポジウムを通じて、「スポーツ仲裁とグッド・ガバナンス」について、考えて頂くきっかけになることを祈念している。

イントロダクション

山本和彦（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 執行理事）

1. 日本の仲裁制度の現状

2013年9月、東京が2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市に決まり、わが国のスポーツに対する注目が高まっている。その半面、スポーツ界に対する国内外の目が非常に厳しくなっている。スポーツ仲裁・調停では、代表選考の問題をはじめとする、スポーツの競技・運営をめぐる紛争全般を取り扱っている。そのような状況からスポーツ仲裁・調停の一般社会における責任が非常に大きなものになってきている。

2000年代の初めに、仲裁法という法律が新たにつくられた後も、一般的にあまり仲裁制度が使われてないのが現状である。一部の仲裁機関、例えば一般社団法人日本商事仲裁協会や建設工事紛争審査会においては、仲裁制度が利用されている。このような機関においては、ある程度契約を締結する際当事者間で仲裁合意を結び、紛争が発生した場合には、必ず仲裁によらなければ解決できない状況にある。つまり、裁判所による紛争解決を放棄する形で契約が結ばれており、そのためにこの仲裁制度というものが比較的活用されている。そのような契約が結ばれていない、日本知的財産仲裁センターや一般財団法人日本ソフトウェア情報センターのソフトウェア紛争解決センターといった部門でも、一応仲裁はできることにはなっている。しかし現実にはほとんど使われていない。そのような中、スポーツは仲裁が比較的紛争解決に利用されている分野と評価できる。

2. スポーツ仲裁の特徴

スポーツ仲裁を他の分野の仲裁と比べた場合、いくつか特徴があげられる。

第一に、スポーツの紛争においては解決の選択肢として、裁判、訴訟というものが選択できない可能性がある。これは商事仲裁や他の分野の仲裁とはかなり違うところである。裁判所に訴えを起こすには、その紛争が権利義務に関する紛争であり、かつ法令の適用によって解決できるような紛

争であることが条件となる。しかしスポーツの紛争において、例えば代表選考をめぐるような紛争の場合、果たして個々の競技者の権利義務に関する紛争なのか、あるいは法令の適用によって解決できる紛争なのか疑義がある。つまり少なくともスポーツ紛争の一部については、裁判所という選択肢がそもそもない場合がある。そのような場合には、このスポーツ仲裁、仲裁による紛争解決は、紛争解決する上で唯一の手段になる場合がある。この点は大きな特徴といえる。

第二に、紛争解決の実効性である。スポーツの分野においては自動応諾条項が活用されており、他の分野と比べ仲裁が利用されている一つの大きな要因になっている。

第三に、第三者に対する事実上の影響の可能性である。仲裁の分野では比較的珍しいことで、仲裁とは基本的には当事者間の紛争解決の方法だが、例えば代表選考の事案における紛争を考えると、日本から世界選手権その他に代表を送る場合に、日本から送れる選手の数が限定される場合が当然ある。あるいは、日本代表のチームに参加する人を選考する場合に、そのチームの構成員の数が限定されていることも多くある。そのような場合にある選手を選考するという事は、必然的に他の選手に対して不利益を及ぼす可能性があり得る。そのため第三者に対して、事実上不利益な影響を及ぼすような紛争解決を仲裁で行うことは、さまざまな面で困難な問題をもたらす可能性がある。これは、他の仲裁にはあまり存在しない問題であろう。

第四に、スポーツ界における法の支配の確立への寄与である。仲裁において、一定のスポーツに関する法的なルールが提示されることにより、スポーツ界自体にルールを守ることが生じて、紛争の予防、紛争が発生しないような状況をつくれるだろう。事前のルールが整備されるインセンティブが生じ、それによってそもそも紛争が発生しないような状況ができることは、一般的に生じ

る効果の一つであるが特にこのスポーツ界においては重要な意味を持っていると考えている。

以上がスポーツ仲裁の一般的な特徴である。

3. JSAA の現状

(1) 概要

日本においてこのスポーツ仲裁を担う唯一の機関である JSAA は 2003 年に設立され、スポーツ仲裁制度の運用が開始された。その後、調停あるいはドーピング紛争に関するスポーツ仲裁等に適用範囲を拡大し、一般財団法人を経て現在は公益財団法人として活動している。

中核事業は仲裁・調停であり、スポーツ仲裁・スポーツ調停に加えてドーピング紛争に関するスポーツ仲裁、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁、加盟団体スポーツ仲裁と徐々に活動範囲が拡大している。また付随する事業として、調査研究に関する事業や広報活動を、重要な事業として取り組んでおり、本日開催しているシンポジウムは、まさに広報、普及に関する事業である。また調査研究に関する事業についても、仲裁、調停に関わるものから、ガバナンスに関する調査や研究、紛争の解決や予防も視野に入れながら活動範囲を広げてきている。

(2) 紛争の取扱案件

中核的なスポーツ仲裁の事業に関して、JSAA 設立当初は年間おおむね 1、2 件の仲裁判断が行われるのが一般的であった。最近はその数が増加傾向にあり、2013 年度はやや特殊な事情があったものの申立件数が 24 件、仲裁判断としては 8 件の実績であった。なお 2014 年度は、2014 年 12 月 8 日時点までに申立件数が 6 件、仲裁判断は 2 件である。

2013 年度と 2014 年度で仲裁判断が出された 10 件の内訳は、5 件が資格停止や成績取消し等、競技団体が行った不利益処分に対する競技者側の不服申立の事案、4 件が代表選考に関わる事案、残りの 1 件はドーピングに関する事案であった。不利益処分と代表選考に関わる事案が仲裁の申立ての多くを占めていることは、JSAA 設立当初から変わっていないと言える。

仲裁申立てに至る前の相談件数は、年々増加

の傾向にある。設立当初は年間 10 件未満であったが、10 件から 20 件に増加し、最近では年間 30 件を超える。また、相談に至らない問い合わせの件数も同様に増加の傾向にある。

(3) 自動応諾条項について

自動応諾条項は相談を実際の仲裁申立てにつなげる意味で、非常に重要な意味を持っている。競技者側の申立てがあれば、基本的には必ずその仲裁に応じるということをおおむね競技団体側が定めておくという条項である。自動応諾条項を採択する競技団体の数というのは年々増加する傾向にある。過去 1 年以内でこの自動応諾条項を新たに採択した団体は、都道府県の体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）や公益財団法人日本体育協会（以下「JASA」という。）の加盟団体、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「JPSA」という。）の加盟団体等を合わせて 11 団体である。さまざまな団体が新たにこのような自動応諾状況を採択している。

(4) 手続費用の支援に関する規則

仲裁手続を行うについて、十分な資力がない当事者に費用を支援する規則がある。2011 年に運用を開始しており、一定数の事案で支援規則は利用されている状況である。スポーツ仲裁では、申立人となる競技者等及び被申立人となる競技団体のどちらでも要請は可能であるが、特に競技者側の利用が多い。十分な資力、収入がなく弁護士を雇えない場合、代理人の費用を心配することなく仲裁の申立てを行い、紛争の解決を可能にするという意味で、非常に重要な役割を果たしているといえる。

4. 今後の課題

(1) 競技団体の不応諾のケース

まず一つの問題は、競技者側が仲裁の申立てをした場合に競技団体側がそれに応じない不応諾のケースが依然として一定数存在することである。2013 年度、2014 年度について、それぞれ 3 件のケースで、相手方が応諾しないことによりスポーツ仲裁が終わっている。仲裁というの

は常に両方の当事者がその仲裁における紛争解決について合意しなければ行うことができない手続である。一方の当事者が申立てを行っても相手がそれに応じなければJSAAとしてはなすべがない。このような不応諾の件数を減少させる手段として自動応諾条項がある。競技者側が申し立てれば、必ずその仲裁に応じることを、あらかじめ約束し宣言するのが自動応諾状況である。

(2)自動応諾条項の未採択

依然として未採択の団体は少なからず存在する。採択率をみると、JOC等の加盟団体でも未採択は一定数あり、JPSA等の加盟団体、準加盟団体等に関してはさらに採択率は低い。この状況が、仲裁申立てが必ずしも応諾されない一つの大きな要因であることは明らかであろう。

相手方に必ずしも応諾してもらえないことにより、手続が十分に活用されていない状況が存在する。例えば調停の手続を開始したのは2006年だか、現在に至るまで申し立てられて手続が終了した件数はわずか5件にとどまっている。

申し立てられた件数も10件と、事件の多くは相手方が応諾しないことにより手続が終了しているケースが多く、こういったケースを減らしていく必要がある。そのためには自動応諾条項を含めて、手続を利用してもらえるように、手続の理解とその促進に努める必要があるだろう。

7. まとめ

2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向けて、今後スポーツの競技、運営をめぐる紛争、調停の事件はさらに増加していくと思われる。スポーツ界にとってそのような紛争を透明かつ実効的な手続によって解決していくことが社会的に強く要請されてくるだろう。現安倍晋三総理大臣も最近色々ところで演説するときに「法の支配」ということを強調しているが、スポーツ界においても法の支配は非常に重要な意味をもっていると思われる。その意味でJSAAの活動を活発にしていくことが重要であり、自動応諾条項の採択の促進、調停手続等の理解の促進、競技者、競技団体関係者に対して理解を求める活動に積極的かつ継続的に取り組んでいきたいと考えている。

基 調 講 演

ハン・デ・ディオス・クレスポ・ペレス (弁護士(スポーツロイヤー))

1. はじめに

私は30年前から、スポーツ関係の弁護士(以下「スポーツロイヤー」という。)として活動している。スポーツロイヤーとは、アスリートやクラブのためのエージェントや代理人と誤解されることがあるが、私の場合はさまざまなスポーツ団体やクラブに対して訴訟を起こす時に使っていただく訴訟弁護士である。一般的にまだまだ知られていない分野であるが、JSAAの活動を通じて日本での理解が深まり、育っていくことを願っている。

2. スポーツ団体のガバナンスの現状

(1)初期のスポーツ仲裁

ガバナンスとは、意思決定のプロセスや仲裁判断の執行に関わる事で、スポーツの世界でも重要とされている。1984年にスポーツ仲裁裁判所(Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という。)が創設された。スポーツ仲裁は新しい分野で、歴史も短く実績もあまりない。そのため、単なる仲裁機関やスポーツ団体と言われ、また法律がなく裁判所でもないと認識され、時には無視されてしまうことも多かった。しかし、スポーツ仲裁は真面目に受けとるべきものである。今後は、スポーツ紛争の主要な解決手段になるだろう。

(2) FIFAにおけるガバナンス

30年前にスポーツ弁護士として仕事を開始した際、まず国際サッカー連盟(Fédération Internationale de Football Association、以下「FIFA」という。)を訪問したが、スポーツロイヤーへの理解がなく門前払いであった。FIFAは、その当時、自分たちが全てという振る舞いをしていた。しかしながら、今日、FIFAにガバナンスの必要性が叫ばれている。

例えば、FIFAワールドカップの開催国にロシア(2018年)とカタル(2022年)が選ばれている。しかし、ガバナンスが不透明であるため、その2つの国がFIFAワールドカップの開催国にどうやって選択されたのかわからない状況である。アメリカのニューヨークの検事、マイケル・J・ガルシア(Michael J. Garcia)が、FIFA倫理委員会の調査リーダーとして任命され、408ページのレポートを起草しているが、その後FIFAと倫理委員会によって42ページまで短く要約されたものが公開されている。最終的にFIFAワールドカップの開催国がどうやって選ばれたのか、真相は部外者にはわからないのである。

(3) スイスにおけるガバナンス

スイスには60のスポーツ団体が本拠地を置いている。例えば、自転車、バレーボール、サッカー、柔道等である。様々なスポーツ団体が本拠地を置くスイスの州知事は、近頃FIFAをはじめとしてガバナンスが保たれていないスポーツ団体が多いことを指摘している。サッカー、バレーボール、自転車等、多くの場所で不祥事が起きており、ガバナンスが保たれていない。

この状況を受けて、12月12日にスイスの国会で初めてスイスに本拠地を置くスポーツ団体の監督を強化する法律が起草される予定である。法案がまとまるまでに2、3年かかると思われるが、これによりスイスは初めてスイスに本拠地を置くスポーツ団体をコントロールすることになる。法案ができて法律が民事的な手続きに留まらず、刑事的な手続きが可能になることで、ガバナンスが保たれ良い方向に向かうだろう。

3. CASの現状

(1) 概要

CAS設立当初10件であった取扱件数は、今では毎年400件ほど受理している。現在のCASの受理件数は、JSAAより件数は多いが、JSAAもいずれそのくらいの件数を受理するだろう。そのために、JSAAは積極的に準備をしなければならない。受動的な態度では、他の機関が出現することになる。実際に、世界ではCASが頼りにならないと判断されると、国際自動車連盟(Fédération Internationale de l'Automobile、以下「FIA」という。)や欧州ハンドボール連盟の欧州仲裁裁判所などの、独自の機関を使いCASを利用しないことがある。そのため、JSAAにはスポーツ仲裁の業界をリードするような積極的な活動を期待している。

一方でCASは大成功しているともいえる機関である。30年の間に10件から400件に受理件数が増えている。大組織になるにつれ、CASはよりガバナンスが必要とされるようになった。成功例を重ねる必要もあり、仲裁判断が適切に執行できるような体制も整えなくてはならない。

(2) 役割

自転車のランス・アームストロング、フロイド・ランディスやアルベルト・コンタドールのドーピング防止の事件等、CASにはたくさんの事件が申立てられている。私は、先週CASで4つの審問に出席した。最新の事件は、FCバルセロナサッカークラブは18歳以下の未成年選手の登録に対し違反があり、複数の選手がFIFAから公式戦出場停止の決定を受けていた事件に対する仲裁申立である。CASへの申立件数は増加の傾向にあり、今後世界的に増えることは必至である。

2020年にオリンピック・パラリンピックを控える東京も例外ではない。CASは常にスイスのローザンヌで活動する仲裁機関だけではなく、オリンピックやパラリンピック等大きな競技会の開催地でアドホックに活動もしている。2020年の東京オリンピック・パラリンピックでも、出場資格の審査は誰が行うか、また実際の競技中にアスリートが適正にルールを守ったかとい

うことが紛争になり得る。その他、大会期間中にドーピング検査の実施を含め大会開催期間中だけではなく、大会の前後とCASが関わる部分は多く、各段階においてガバナンスが必要となる。

(3) 今後の課題

スポーツ界はCASを通じて、更にガバナンスを利かせる必要がある。

1つ目は、仲裁人に対する忌避申立制度である。仲裁人の就任に不服がある場合、正当な根拠があれば、忌避申立できるようになっていなければならない。CASでは仲裁人就任から7日以内に忌避申立てをすることができるが、FIFAやその他のスポーツ紛争解決機関は忌避申立てを受付ける規則を整えていない。本来は仲裁人の適性について争えるようにしておくべきである。また、CASのほかにJSAAでも仲裁人及び調停人に対する忌避に関する規則が施行されている。

2つ目は、仲裁判断の明確性である。2013年まではCASの判断の透明性に疑問があった。すべての仲裁判断は3人の仲裁人の仲裁パネルによって決定する。2013年の新しい規則によると、仲裁判断の中で、一部の仲裁人が否定的な意見を出した場合、2対1と結論の票が割れる場合もあることが分かった。現状では、このときに度の仲裁人がなぜその仲裁判断に反対したのか、根拠がわからない状態である。もし具体的に仲裁判断を導き出した過程の透明性が向上すれば、仲裁人の選定の際に役に立つと考えられる。もちろん仲裁人は自分の判断で意思決定してよいのであるが、その意思決定の根拠は説明してほしいのである。仲裁判断の結論に対し、仲裁人の意見は、全員賛成の3対0だったのか、それとも1人反対した2対1だったのか、そしてその反対した仲裁人は誰だったのか、なぜ反対したのか、その根拠を他の人がわかるように、CASは透明性を向上させなければならない。

3つ目は、仲裁判断の執行についてである。決定に対する不服申立てをする場合、国際もしくは国内の紛争解決機関に申立てる。欧州サッカー連盟(Union of European Football Associations、以下「UEFA」という。)、アジアサッカー連盟

(Asian Football Confederation、以下「AFC」という。)、FIFA、国際水泳連盟(International Swimming Federation、以下「FINA」という。)は、内部に不服申立機関を備えているため、一審として不服申立てができる。そして、その決定に対し不服があれば、CASに対して不服申立てができるように仲裁合意を各団体備えている。一般の事案であればCASにより仲裁判断が下されることが多い。

一審の判断に対する執行は、不服申立てをした機関が懲戒処分力を持っているため、執行を実行しやすい。しかし、CASが取り扱う案件の仲裁判断の25%はスポーツ界で執行されていない現状がある。CASで出た仲裁判断の一部は、ニューヨーク条約に則り執行されなくてはならない。つまり紛争が発生し、その後仲裁判断が出されても、その判断が執行されない場合がある。

2007年にイタリアで発生した、サッカーのある事件が、発生から7年経過している今でも執行されていない。契約の中に、仲裁判断が執行されない場合はCASに不服申立てができると書いてある場合であっても、執行できない状況が発生していることは事実なので、CASはこの辺りを改善していくことが重要である。

具体策としては、例えば新しい条文を入れて、当事者はCASにも執行機関またはスポーツ機関にも申立てを提出し、双方で決定を得て執行が行われる必要がある。最近の例を挙げると、スペインのサッカークラブがテレビ関係で事件を起こし裁判所に申立てをした。テレビ側が勝利し、サッカー協会が罰金を支払った。この場合5、6年かかるだろうが、CASではなく非スポーツの仲裁機関に行く方が時間的節約になったのではないかとされているパターンである。仲裁申立に対して、個別の案件の中で、仲裁に応諾をしない団体もいるだろうが、上訴のケースでなくても全てのスポーツ案件について、紛争解決機関が扱うと契約に含めることはできる。

4. 独立機関の必要性

アラブ首長国連邦のF1の選手の事案で、チャンピオンシップから除外された選手がいる。これ

は、FIA がその選手にそういった決定をしたためである。選手はその不服申立てをどこへ持ち込んだかわからなかった。この場合、CASはF1について取扱っていないため提訴できない。そのため、フランスのパリに本部があるFIAの上訴機関に行くよう私は、その選手にメールでアドバイスした。それから、欧州司法裁判所に申立てを行うことも選択肢の一つだ。EU27加盟国であれば提訴できる。また内部機関が判断を出したら、最終的に第三者機関である独立機関にも提訴できることをアドバイスした。泣き寝入りする必要はない。自分が関係している団体が下した判断に不服があれば、やはりJSAAやCASなど外部の独立機関に訴える他解決の道はないのである。

別の例では、2001年にFIFAが否応なしに、EUの指令によりルールを改正しなければならなくなった。自分の属している競技団体だけに紛争解決を任せておくと、その団体の都合の良いように決まってしまうものである。そこで出した結論に不満があるのであれば、外部の独立した機関に持っていき、司法手続きを行うことが可能である。

結局、FIFAはルールを変えざるを得なくなった。FIFAは内部で完結する紛争解決制度を作ろうとしたが、スイスからの忠告によりそれはできなかった。この時FIFAは、上訴したいのであればCASまたその上のスイスの連邦裁判所へ持っていくように言われている。不服申立てをしたいの

であれば、最終的に独立機関に申立てをするのが筋であり、団体内部の手続だけで不服申立て、上訴も受け付けるのはおかしいのである。つまり独立性がなければグッドガバナンスは成り立たないということである。

5. まとめ

スポーツ団体は、弁護士から様々なチャレンジを受けている。スポーツ法も定評を呼んでおり、私は毎年さまざまな所で講演している。講演を始めた当初は、聴講者は2名しかいなかったが、その後5人に増えて、今や数百人の方々が出席する場で講演するようになった。それだけスポーツ法に対する関心が高まったということだろう。スポーツの問題でも、不服申立てができることが世間的に認識されてきているのだろう。

私が最初に扱った事件はFIFAに対するもので、CASでは仲裁にかけられなかったため、スイスのチューリヒの裁判所に行ったケースである。FIFAから出場資格を剥奪され、復籍を求める事件であった。こういった案件は、ルールだからと押し付けられ鶴呑みにする必要はない。おかしいものは、おかしいというべきである。我々弁護士が、スポーツ団体へ積極的に働きかけ、やり方を変えなければならない。そして、スポーツ団体自体がグッドガバナンスを持っていないといけないのである。

パネルディスカッション

1. パネルディスカッションのテーマ

上柳敏郎（弁護士）

これから1時間ほど、「スポーツ仲裁とグッド・ガバナンス」をテーマにパネルディスカッションを行う。

まず、公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という。）播磨謙悟氏より「日本サッカー界の組織改革（JFA リフォーム）」、次に公益財団法人日本学生野球協会審査室審査員も務める、弁護

士の望月浩一郎氏より「日本学生野球協会における暴力問題」、最後に当機構の事務総括主任櫛田葉子より「スポーツ仲裁の利用を契機にグッド・ガバナンスを構築した事例」についてそれぞれお話しいただく。そのうえでクレスポ・ペレス氏も含め4名でディスカッションを進めていく。

2. 日本サッカー界の組織改革（JFA リフォーム）

播磨謙悟（公益財団法人日本サッカー協会）

このような場にお招きいただき誠に光栄である。特にJFAはどちらかというと、JSAAに対して消極的な立場をとっているため、非常にありがたいと思う。

我々JFAは国際サッカー連盟(以下「FIFA」という。)が管轄する209ある加盟協会の一つであり、FIFAが決めたルールや指示に従わなければならない立場にある。

FIFAは三権分立を定めており、各国サッカー協会で、立法機関、行政機関、司法機関はそれぞれ権限が分散して独立しなければならないという原則がある。立法機関はいわゆる評議員会と呼ばれるところで、国でたとえると国会にあたる。法律を作ったり、憲法を作ったり、会長や理事を選出したり、最高意思決定機関としての働きを持つ。司法機関は規律委員会として懲罰を決定する機関であり、国でいう裁判所に該当する所である。国が三権分立であるようにFIFAも各国のサッカー協会がこの三権が分立する必要性を強く謳っている。

JFAが抱える問題点の1つは司法機関が理事会の中に組み込まれていることである。つまり、司法機関が完全に独立した組織ではないということである。例えば、審判を殴った場合や、競技以外の場で反倫理的な行為があった場合に、司法機関である規律委員会が調査をし、懲罰の案を決める。その後、理事会に付議・審議し、最終化する。つまり、裁判所機能を一部理事会が持つことで、理事会の影響力を及ぼしているのである。このシステムは、日本の多くのスポーツ団体では、恐らく常識であろう。我々にとっても、理事会が重要な懲罰を決定することは常識である。

一方で世界のサッカー界の常識は、司法機関である規律委員会が下す決定が最終であるか、それとも理事会の最終承認が必要かどうかを調査した結果、決定が独立していないのは、日本と韓国だけという事実がわかった。FIFAや欧州サッカー連盟(以下「UEFA」という。)をはじめ、弱小国も強豪国も地域に関わらず、ほぼすべて協会で決定は独立していた。次に、懲罰案を決める人と、懲罰を下す人が独立しているかどうかを調査した。これもほぼ同じ結果で、日本、韓国、アメリカは少々非独立で、それ以外のほぼすべての国で独立していた。

このような調査結果を受けて、JFAは2013年10月に、司法機関を完全な独立機関へと変更するという、重要な決定をした。具体的には、懲戒案までしか決められなかった規律委員会を、最終決定ができるように変更した。つまり理事会で承認するフローを廃止したのである。さらに、JFA内に不服申立委員会を立ち上げ、規律委員会が下した決定に対して不服の場合は申立ができるように、二審制を同時に導入した。また、メンバーが理事会と同じ人にならないように、不服申立委員にはJFA内の他の機関に属していない人から選ばれ、メンバーは最高機関である理事会ではなく、評議員会が指名する。法曹界に留まらず、サッカー界、他の競技団体、地域の方、さまざまな人から構成され、懲罰を受ける人にとって、より納得のいく決定が得られるようバランスのとれたシステムを実現している。スポーツロイヤーの視点だと常識的なことかもしれないが、我々にとっては非常に大きな組織変更であった。

2つ目の問題は、JFAの評議員会が47都道府県にある都道府県サッカー協会のみで構成されている点である。我々の傘下はJリーグ、アマチュアリーグ、さまざまな地域団体、選手、審判、指導者等いる中、投票権を持っているのは都道府県サッカー協会のみである。つまり、サッカー界における他の重要なステークホルダーが評議員会に含まれない。

一方、他国をみるとスペインの場合、日本同様に地域のサッカー協会は当然投票権を持っているだけでなく、スペインサッカー界を構成している色々なステークホルダーが投票権を持っているため、プロクラブ、フットサルクラブ、選手、アマチュアですら投票権を行使できるという、非常に民主的な構成になっている。アメリカの場合、若者のサッカー(ユース)、大人のサッカー(アマチュア)、そしてプロクラブや選手、それぞれがバランスよく評議員会を構成している。これらの調査結果やFIFAからの指示も踏まえて、今まさにより民主的な組織を構築しようと、広いステークホルダーを評議員会に入れようという過程であり、2、3ヶ月のうちに大きな重要な決定を皆様にご報告できる予定である。

サッカー界ではFIFAが先頭に立って我々の組

織に積極的に関与している。それぞれのサッカー協会のガバナンス強化や、民主的な組織づくりに積極的に関与し、色々なアドバイスをしてくれる。さらに、他の国の良い部分をお互いに良い影響を受けて高め合える関係にある。こういったFIFAのイニシアチブ(先導)による環境が、サッカー界の特徴であると考えている。

望月：JFA基本規程では、裁定委員会の決定に対する不服申立は、一次的には不服申立委員会(JFA内)であり、二次的にはCASとなっている。高校生が5試合の出場停止になったという紛争の場合、最終的にCASに申立てができることにはなっているが、高校生が、現実的にCASに申立てを行うのはかなり難しい。実質的にはJFA外での紛争解決の道を閉ざしているに等しい。ぜひ、JSAAの仲裁を受け入れて欲しい。

播磨：まず、JSAAの自動受諾条項について、JFAはこれを採用しない方針でいる。これはJSAAの方向性がJFAと少し異なっているためである。グッド・ガバナンス、その懲罰、権利を守るという点では目的は一緒であろう。ただ我々はJFAの協会の中で解決しようとしている。

JSAAのシステムも完全ではないと思っている。例えば中立性はどう担保されているのか。自動受諾条項については、ひょっとしたらスポーツ団体自体が何も決定できなくなる懸念がある。重要な決定に対して、不満な人がいたらJSAAに行けばいいという可能性もある。例えば、事案を限定するなど、工夫が必要であろう。

クレスポ・ペレス：FIFAで不服がある場合は上訴という形でCASに行く。JFAはFIFAのメンバーであるが、JFAがなぜJSAAの自動応諾条項を受け入れられないのか疑問である。FIFAの契約には各国の独立した仲裁機関で最終的に紛争を解決することが設定されている。紛争解決は、協会内に留まらず、中立した仲裁機関で紛争解決を行うことが重要であり、内部だけで解決しようとするのはフェアでないと我々は思っている。

櫛田：JFAは日本で大きな成功を収めている競技

団体の一つだと思う。先ほど三権分立の体制変更のお話があったが運用後、具体的な利点があれば教えて頂きたい。

播磨：三権分立にして良かった点は、例えば5試合出場停止など、重い懲罰に関しては、直接JFAの不服申立委員会に申立てができ、今年度は5件程度不服申立てがあった。実際に判断が変わった件もあったため、クラブの選手の権利を守れているのではないかと思う。ただ、我々もまだ三権分立構築の過程にあり、今後多くのステークホルダーで構成された kongress で選ばれた司法機関の人であれば、より納得のいく判断ができるだろうと考えている。

3. スポーツでの暴力の根絶

——日本学生野球協会の取り組みから——

望月浩一郎（公益財団法人日本学生野球協会
審査室審査委員、弁護士）

公益財団法人日本学生野球協会（以下「学生野球協会」という。）で取り扱う、野球部員による暴力事件は年間350件、指導者による暴力事件は、年間70件である。加盟校が約4000校強あることを考えると、1年間に、12校に1校ぐらいの割合で部員による暴力問題が、56校に1校ぐらいの割合で指導者の暴力問題が生じている。

審査室の構成は、法律家2名、教員(野球指導経験者)OBが2名、教育行政OBが2名である。審査室の判断は、平成21年までは最終的な判断だった。しかし、一審が最終審という手続では、処分を受ける者の権利保障が十分でないということで、日本学生野球協会内に二次的な不服申立機関を、最終的(三次的)にはJSAAへの不服申立ができる制度に変更した。審査室での審理は書面審理で、日本学生野球協会内の不服審査委員会は口頭の審理も含む点が特徴である。不服審査委員会には平成12年以降上訴は2件あったが、JSAAに対する上訴は皆無である。

指導者の暴力には4つのタイプがあり、1つ目は「確信犯タイプ」、2つ目は「暴力はダメだと分かっているけれどつい手が出てしまうタイプ」、3つ目は「感情のコントロールができずにキレてし

まうタイプ」、4つ目は、少数だが「本当に暴力が好きというタイプ」である。平成18年に実施した、全国4,414校の硬式野球部の指導者アンケートによると、「8割が指導で心の育成を最も重視している。しかし、6割が体罰を容認し、約7割が体罰の経験がある。」との回答であった。「分かっているけれどつい手が出てしまうタイプ」に当てはまる。

暴力はダメだと上から押さえ付けるだけでは、なかなか指導者の理解は進まない。日本高等学校野球連盟は、平成20年から「甲子園塾」を実施して、全国の指導者に対する教育活動を強化し、強い選手・チームを作るために暴力ではなく、本当に何が必要かを話し合った。

優れた指導者は、暴力は不要だけでなく、暴力では優れた選手は育たないと語っている。平成25年にJOCが実施したアンケートでは、「選手の中で暴力をなくすために何がいるか」という問いに対して、「指導力の向上」と「コミュニケーション力」の2点で全体の3分の2を占めた。指導者の回答も同様である。文科省の部活動のガイドラインも突き詰めれば、エビデンスに基づいた指導方法とコミュニケーション能力の2つである。

JFAの役員の一は、Jリーグができたときに8割が外国人監督だった理由を、「日本人監督は、自分のチームの選手たちを自身の理論と言葉によって説得し、プレーさせる力が足りない。外国人選手らの鍛え抜かれた論理で意見してきたとき、日本人監督は全くお手上げの状態でした。例えば外国人選手たちは、なぜこの練習をするのかと聞いてくる。彼らにとっては練習には理由があるのが当たり前。ところが、日本人監督は説明ができないし、外国人選手から責められていると感じてしまう。」と語っている。

このコミュニケーション能力に加えて、この練習は何のためにするのかきちんと理解している指導者ならば、言葉によって選手自らが自発的に練習する指導ができる。しかし、コミュニケーション能力と練習の目的を正しく理解している指導者はまだ少数であり、暴力に頼って服従させようという指導者が少なくないのが日本の現実である。

日本高等学校野球連盟は、隠蔽を許さない対応をしている。日本学生野球憲章違反行為について

は全件報告が義務とされている。例えば、1か月の謹慎処分が相当の指導者の不祥事であっても、隠蔽とみなされるような報告遅れがあると3か月の謹慎処分が追加される例さえある。

大阪市立桜宮高等学校で非常に悲しいことがバスケットボール部で起こったが、同じ学校でも野球部では全く対応が異なる。桜宮高校野球部の平成24年9月の部員間の暴力は、事件発生翌日には、大阪府高等学校野球連盟に口頭で報告がなされ、その翌日には書面での詳細報告があった。同じ学校でも、指導者の暴力が19年間も放置されていたバスケットボールと対照的である。

スポーツ界の暴力を根絶するには、暴力を許さないとの宣言、行動、教育、隠蔽を許さないという、この4つが大事であるが、合格点を得られる競技団体はまだ少ないというのが私の実感である。今日参加頂いた競技団体の方々にも考えて欲しい。

クレスポ・ペレス：望月氏の報告を聞いて、指導教員にも色々問題があったことが分かった。先週、マドリードの競技場の外で、ファンが殺される事件が発生した。その後、スペインのサッカー協会やファンが政府に対して法律の必要性を訴えた。暴力沙汰は良くないということである。つまり教育者自身が、暴力はいけないと宣言しなければならぬ。今後、暴力沙汰が起きたときに、どういった対策を取るのでしょうか。

望月：一部の事件はもちろん刑事事件にもなっている。しかし、多くの事件が隠蔽されているのが現状だという実感を持っている。2012年2月に、前橋地方裁判所の判決では、群馬県は、県立高校のバレーボール部の指導で、指導者が部員を竹刀や手で叩くということが頻繁に行われていた事実は認めしたが、「親の面前や本人の面前で堂々に行われていたため、黙視の承諾があった」という抗弁を主張した。もちろん、裁判所はこのような主張を採用しなかったが、これが現状の自治体のレベルであり、暴力を容認していると評価せざるをえない。

クレスポ・ペレス：例えばスポーツ競技会として

法律があったり、スポーツ担当の大臣として手立てを講じたり、何か対策はあるのか。スポーツ担当の大臣は非暴力を宣言しているのか。

望月：日本の法律は、スポーツ界であっても暴力は許されないことを明言している。刑法上も民法上も違法である。しかし、スポーツ界の暴力は、長年「愛のムチ」として容認されてきた歴史がある。そこで、スポーツの5団体で暴力根絶宣言をした。部活動の上でも暴力は許されないことを何回も国は表明した。しかし、問題は、学校がきちんとスポーツにおける暴力の問題に立ち向かわないことである。加えて、競技団体は学校の部活動で起こっていることについて、学校の問題だから競技団体としては手を出さないという対応をすることで、事実上容認してきたという経過がある。

クレスポ・ペレス：学校に対して、暴力を使ったら競技に参加できなくなる措置はとれるのか。厳しい判断をすることで、学校側も暴力はやめようと思うのではないか。

望月：全国高等学校体育連盟は、7月から暴力を使ったら競技に参加できなくなる措置を講じた。しかし、実際には暴力を使って一定のレベルの成績を残した運動部は、その暴力があってそのレベルまで到達できたと考えるので、学校が暴力を規制しようとせず、隠蔽する傾向が強い。

播磨：サッカー協会やスポーツ団体ができることが、限られているのが現状であろう。それはその管轄権の問題があり、学校の先生が選手を殴った、体罰を与えたことに対して、JFAはその学校の先生に対して懲罰を課すことができるのだろうか。懲罰を課す管轄権が及ぶその根拠は何なのかが、議論になるという難しい問題がある。

望月：この議論は文部科学省とかなり議論をして整理をした経過がある。例えば、バスケットボールの部活動で、日本バスケットボール協会(以下「JBA」という。)に加入していなければJBAの管轄権はない。しかし、JBAに加盟して、その試合に出るという前提で練習をしているのであれば、そ

れはJBAの活動になり、これは厳しく制裁できると理解している。

サッカーも、JFAに加入していないクラブチームや部活動は加盟団体ではないため、手は出せない。これまでは競技団体の多くは、学校部活動での不祥事への対応は謙抑的だった。積極的にこれに対応してきたのは、高校野球ぐらいであり、ここ数年、バスケットボール、公益財団法人全国高等学校体育連盟が立ち上がってきたという実感である。

クレスポ・ペレス：スペインでは学校として試合に臨んでいる団体は、競技団体の加盟団体になっている。日本でもすべての学校が競技団体に属する形にすれば、競技団体が制裁を課す権限を持つのでいいのではないか。しかし暴力を行使するのは一個人であるため、その責任をチーム全体に問うことができるかどうかは、また別の問題である。

望月：部員間の暴力が、部員の多くがいた部室で生じた場合、暴力をふるっていない部員のみならず、これを容認して止めようとしなかった部員が多数であった場合には、チームの活動を禁止する場合もある。しかし指導者の暴力でチーム全体の活動を止めることは100%ない。

クレスポ・ペレス：世の中には隠蔽された事件がたくさんある。そこに手を付けるには、直接制裁をして、例えば永久資格剥奪する等、非常に厳しい制裁を課するという手がある。例えば、1981年にイギリスのサッカークラブは制裁を受けて、ヨーロッパ試合に参加することができなかった。リバプールのチームが悪かったのだが、全面的に出場停止をしたことで、フーリガンの問題がイギリスで一件も起こらなくなった。このように、非常に厳しい制裁を課すとかなり効果があるのは確かである。

4. グッド・ガバナンスを構築した事例

櫛田葉子(公益財団法人日本スポーツ仲裁機構)

JSAAの取扱件数は、2014年12月8か現在、

2003年設立から2013年度までに約300件あり、仲裁申立件数は58件である。仲裁判断が出た件数は27件、内6件は競技団体が自動応諾条項を持っていなかったが、仲裁申立てがなされ、仲裁に合意し、結果的に仲裁判断に至っている。

自動応諾条項とは、競技団体の決定に対して、不服がある場合、競技者やコーチ等がJSAAのスポーツ仲裁規則に基づいて、仲裁申立てを行った場合に、同規則を利用し紛争解決を行うことを定めた規定である。競技団体がこの自動応諾条項を採択していると、スムーズに仲裁手続に入れるというメリットがある。

2012年ロンドンオリンピックのアジア大陸予選では、ボート競技の男子軽量級ダブルスカル、日本代表クルーを決定した選手選考に対して、クルーから漏れてしまった選手が仲裁申立てをJSAAに行ったという事案がある。結論としては、この決定が著しく合理性を欠くものとして、当該決定が取り消された。

公益社団法人日本ボート協会(以下「日本ボート協会」という。)は、仲裁事案があるまで団体内部に紛争解決制度は整備しておらず、自動応諾条項

を採択していなかった。しかし、当該仲裁申立がなされてから、スポーツ仲裁手続を利用するという判断をし、仲裁判断が出た。結果的に競技団体側の主張は通らなかった。

JSAAの利用を契機に、日本ボート協会は競技団体の決定に対する不服申立制度を整備することになり、裁定委員会を設置した。日本ボート協会は、紛争解決制度がなかったところから、裁定委員会、それから裁定委員会の決定に不服がある場合は、仲裁機構に行く紛争解決制度のシステムが構築された。また、日本ボート協会は、理事および監事に、ボート競技の経験がある弁護士を1名ずつ入れ、組織面でもガバナンスの強化および改革をした。

トラブルのないスポーツ環境とは、まず競技者が競技に集中できることが一番である。それから、スポーツに対する信頼感が醸成されることは、スポーツ振興に不可欠である。

トラブルの予防措置を行っていても争いは生じる。そのためにも、事前に紛争解決制度を備えておくことがとても重要である。

質 疑 応 答

1. 欧州の法制度について

A: 日本の場合、我々は内閣府と文部科学省の指導および管轄を受けていますが、世界を見ると、競技連盟としてFIFAやNOCがあるものの、政府の関与がなく法の支配がされていないと思う。欧州で競技団体に対する法の支配、ないしは法の支配をしようとする動きはあるか。

クレスポ・ペレス: まず一つは競技団体への帰属がある。そして全ての競技団体は、EUの規制体系に従わなければならないことになっている。リスボン条約もあり、この条約はきちんと義務化されていて、順守されなくてはならない。つまり競技団体の規則とEUレベルの規則と両方あり、競

技団体の機関がヨーロッパにある限り、両方を守らなくてはならない。

A: スポーツ団体を直接規制する、EUの規則や規程はあるか。

クレスポ・ペレス: EUが介入する場合は、法律違反があった場合のみで、それ以外の介入はない。EUは誰に対しても自由を認めているためである。

上柳: EU指令の問題と、欧州司法裁判所の管轄の問題と両方見なければならないことかもしれない。EUも含め政府がどこまで介入するか、法律解釈を通じて、裁判所がどこまで介入するか、今後の大きな問題であろう。

2. JSAA の仲裁制度について

B : JSAA の過去の判断例を見る限り、決定が覆った例というのは、明らかに法律に違反するようなことや非合理があったこと、手続きに問題があった場合のみである。そのため播磨氏の発言に対して、JSAA に紛争解決を任せたら競技団体は何も決定ができないということは、必ずしもないのではないかと思う。また JSAA と CAS はパネリストも重なっていることがある。最終的に判断するのはパネリストなので、CAS に任せられて、JSAA に任せられないのは、パネリストが同じ場合は通らない理屈だと考える。

3. 暴力事件の処分について

C : コーチの暴力があった場合に、個人的にはチームの責任になっても仕方ないと思う。生徒たちは可哀想だが、コーチを雇っているのはチームであって、コーチが暴力を行わないように管理する責任があるのではないか。

望月 : 過去に神奈川県でコーチが選手を落ち着かせるために、ベンチで頬を叩いたことがあった。このチームは、3回戦まで勝ち進んだが、テレビがこの場面を放送していたことが判明し、世論の批判を受けて、そのチームは途中で出場辞退したことがあった。しかし基本的に学校の場合は、監督や指導者を選任するのは、学校長あるいは理事会であり、生徒は選任権がない。特別な事情が無い限り、帰責事由がない生徒たちに不利益がかかるような処分はありえない。大阪のある野球の強豪校の監督が辞任したときには、学校長が監督の

代行をして出場を継続した。このような取り扱いが適切だと思う。

4. CAS の執行について

D : 基調講演で話のあった CAS の執行の可否について、金銭的なものが理由なのか、また別の理由があるのか教えて頂きたい。

クレスポ・ペレス : CAS の執行は、まず上訴審に行けばいい。一審でまず審理がされて、決定され、FIFA、UEFA、FINA などに持ち込む。懲戒処分をしてもらうということである。一般仲裁案件の場合には、ニューヨーク条約を通じて行う。

E : 日本について競技団体の役員を選出に関して訴訟になるケースがある。こういったケースに関してヨーロッパではどのように解決されていくのか。

クレスポ・ペレス : 競技団体の役員を選出については、規定による。FIFA の場合には、理事会等の委員長なども訴えることができる。もし規約に記載されていれば、不服があったときに、持ち込める。しかし規約に規定がない場合は難しい。

おわりに

クレスポ・ペレス : 本日はご招待いただいて本当に感謝している。パネリストや来場者の皆さま全員から刺激を受けた。今後、日本でもスポーツ法がスペインのように、主要な法律になっていくことを願っている。



前を向け。 未来たち。

追いかけて来い。追い抜いて行け。
若い君たちの可能性こそが未来だ。



スポーツは育てることができる。

toto

FOR ALL SPORTS OF JAPAN



toto・BIGの収益は、未来のメダリストの
発掘・育成に役立てられています。



信じよう。スポーツの力を。



FOR ALL SPORTS OF JAPAN

  toto や BIG の収益は、日本のあらゆるスポーツに役立てられています。